

2023年9月19日

各 位

日 本 伸 銅 株 式 会 社
代表取締役社長 森 山 悦 郎
(コード番号 5753 スタンダード市場)
問合せ先 取締役管理統括部長 木本 道隆
TEL (072) 229-0346

経営指導契約の締結に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、親会社である株式会社CKサンエツ（以下「CKサンエツ」といいます。）との間で経営指導契約（以下「本契約」といいます。）を締結することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 事実の概要

(1) 本契約締結の経緯

当社は、2022年9月15日付「経営指導契約の締結に関するお知らせ」のとおり、2022年10月1日付経営指導契約（以下「2022年10月1日付契約」といいます。）に基づき、親会社であるCKサンエツから、人事管理、経営管理、法務管理、広報対応、その他経営に関する事項についての指導及び助言（以下「経営指導」といいます。）を受けております。2022年10月1日付契約の有効期間は2023年9月30日までとされていることから、当社は、今般、2023年10月1日から2024年9月30日までの期間の経営指導（以下「本経営指導」といいます。）に関して、CKサンエツとの間で以下（2）のとおり合意し、本契約を締結するものであります。

(2) 本契約の内容

- | | |
|---------|-----------------------------------------------------------|
| ① 相手方 | 株式会社CKサンエツ |
| ② 契約締結日 | 2023年10月1日 |
| ③ 対象期間 | 2023年10月1日から2024年9月30日まで |
| ④ 対価 | 本経営指導の対価（以下「本対価」といいます。）として、100,800,000円（月額8,400,000円）（税別） |
| ⑤ 支払 | 上記③の対象期間の毎月末日に当月分の対価を支払う。 |

2. 決定の理由

当社は、2015年3月にCKサンエツの子会社となって以降、CKサンエツから多大なる経営指導を受けてまいりました。

当社は、2022年9月15日付「経営指導契約の締結に関するお知らせ」のとおり、今後当社がさらに企業価値を向上していくためには、CKサンエツによる経営指導に対して適正な対価を支払い、CKサンエツから経営指導を受けることが有益であり、当社の少数株主を含めたステークホルダー全体

の利益にも資するものと判断し、CKサンエツと協議のうえ、2022年10月1日に2022年10月1日付契約を締結しました。

そして、2022年10月1日付契約の有効期間は2023年9月30日までとされており、2023年10月1日以降、経営指導がなされなくなった場合には、当社の業績に相当程度の悪影響を与えるリスクがあると考えられることから、2022年10月1日付契約の終了後に引き続き本契約を締結し、CKサンエツから本経営指導を受けることが有益であり、当社の少数株主を含めたステークホルダー全体の利益にも資するものと判断し、CKサンエツと協議のうえ、本契約を締結することとしました。

3. 支配株主との取引に関する事項

本契約は、当社の親会社であるCKサンエツとの取引となり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第441条の2に定める「支配株主との重要な取引等」に該当します。

(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は、2023年6月29日に公表したコーポレート・ガバナンス報告書において、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針に関し、「当社は、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為を行うにあたっては、会社や株主共同の利益を害することのないよう、市場実勢を含む一般的取引における条件を意識しつつ、担当取締役等の事前確認、及び特別利害関係を有する取締役を議決から除外した上での取締役会決議を経ることとしており、これらにより、少数株主の利益を保護する体制を整えております。」、「株式会社CKサンエツとの間での経営指導契約の締結にあたっては、(1) 同社との間で利害関係を有しない委員（独立社外取締役2名を含む。）により構成される特別委員会を設置した上で、特別委員会に対して当該契約の締結の妥当性の審議・検討を依頼し、当該契約を締結することは少数株主にとっても不利益ではないとの意見を入手するとともに、(2) 同社との間に利害関係を有しない外部の専門家である法律事務所に対して、当該契約の締結を決定することが当社の少数株主にとって不利益なものでないといえるかについて意見を求め、当社が当該契約の締結について決定をすることは当社の少数株主にとって不利益なものでないと考えられるとの意見を入手しております。」と記載しております。

当社は、後記(2)の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じつつ、取締役会において、本契約の条件について、前記1.(2)④記載の本対価が独立当事者間の公正な取引価格として合理的と認められるか否かの観点を中心に、市場実勢を含む一般的取引における条件を勘案して、慎重に検討を行いました。

当社は、後記(2)のとおり、当社及びCKサンエツとの間に利害関係を有しない第三者算定機関である山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサルティンググループ」といいます。）から、2022年9月5日付で、2022年10月1日付契約に基づきCKサンエツが実施していた当社に対する経営指導（以下「2022年経営指導」といいます。）の対価（以下「2022年経営指導対価」といいます。）が2022年経営指導の対価として妥当であることを内容とする報告書（以下「本報告書」といいます。）の提出を受けました。これを踏まえ、当社は、2023年8月22日、山田コンサルティンググループに対して、CKサンエツが本経営指導の計画を記載した2023年7月1日付経営指導計画書（以下「本計画書」といいます。）の記載を前提に本契約を新たに締結する場合、本報告書記載の内容が本契約についても妥当するという理解でよいかについて照会し、山田コンサルティンググループからか

かる理解でよいとの回答を得ております。

また、当社は、後記（２）のとおり、支配株主であるＣＫサンエツとの間で利害関係を有しない、独立社外取締役（監査等委員）２名（平山博史氏、岩崎徹也氏）及び外部の公認会計士１名（海下巧氏）によって構成される特別委員会（以下「特別委員会」といいます。）を設置し、２０２３年７月２７日付で、後記（３）＜特別委員会の見解（書面にて受領）＞記載の答申を受けております。

さらに、当社は、後記（２）のとおり、ＣＫサンエツとの間で利害関係を有しない外部の専門家である岩田合同法律事務所からも、２０２３年９月５日付で、後記（３）＜外部の専門家である法律事務所の見解（書面にて受領）＞記載の意見を受領しております。

そして、当社は、本契約を締結することの当否について担当取締役等の事前確認を経た上で、本取締役会において、後記（２）のとおり、ＣＫサンエツとの間で利害関係を有する取締役を除外し、ＣＫサンエツとの間で利害関係を有しない取締役６名（監査等委員である取締役３名を含む。うち独立社外取締役２名。）のみが出席し、上記の報告、答申及び意見の内容を踏まえて検討を行った結果、本契約を締結し本経営指導を受けることが今後の当社のさらなる企業価値の向上のために必要不可欠であること、及び、市場実勢を含む一般的取引における条件を勘案して、本対価が独立当事者間の公正な取引価格として合理性があると認められ、その他本契約の条件についても合理性が認められることを確認し、十分な審議を行い、出席取締役の全員一致により本契約を締結することについての決議を行いました。

従いまして、本契約の取引条件は、市場実勢を含む一般的取引における条件を勘案して決定されたものであり、かつ、担当取締役等の事前確認及び特別利害関係を有する取締役を議決から除外した上で本契約の締結の承認に係る取締役会決議を経ており、さらに、その検討に当たっては、①ＣＫサンエツとの間で利害関係を有しない委員（独立社外取締役２名を含む。）により構成される特別委員会を設置した上で、特別委員会に対して当該契約の締結の妥当性の審議・検討を依頼し、当該契約を締結することは少数株主にとっても不利益ではないとの意見を入手するとともに、②同社との間に利害関係を有しない外部の専門家である法律事務所に対して、当該契約の締結を決定することが当社の少数株主にとって不利益なものでないといえるかについて意見を求め、当社が当該契約の締結について決定をすることは当社の少数株主にとって不利益なものでないと考えられるとの意見を入手しておりますので、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針に適合するものであると判断しております。

（２）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

公正性を担保するための措置として、当社は、２０２２年１０月１日付契約の締結について決定するにあたり、当社及びＣＫサンエツとの間に利害関係を有しない第三者算定機関である山田コンサルティンググループに対して、２０２２年経営指導の役務提供内容、当該役務提供内容の必要性、２０２２年経営指導対価の妥当性等の検証を依頼し、２０２２年９月５日付で、山田コンサルティンググループから、２０２２年１０月１日付契約締結前に実施されていたＣＫサンエツによる経営指導（以下「旧経営指導」といいます。）の対価については２８６,０００,０００円～２９２,０００,０００円程度であれば対価として見合っており、かかる対価と比較すると、旧経営指導と同内容である２０２２年経営指導の対価を２０２２年経営指導対価とすることは妥当であることを内容とする本報告書の提出を受けました。これを踏まえ、当社は、２０２３年８月２２日、山田コンサルティンググループに対して、本計画書の記載を前提に本契約を

新たに締結する場合、本報告書記載の内容が本契約についても妥当するという理解でよいかについて照会し、山田コンサルティンググループからかかる理解でよいとの回答を得ております。

また、当社は、CKサンエツとの間で利害関係を有しない委員によって構成される特別委員会に対して、本契約の締結の妥当性の審議・検討を依頼し、2023年7月27日付で、後記(3)〈特別委員会の見解(書面にて受領)〉記載の答申を受けました。

さらに、当社は、CKサンエツとの間に利害関係を有しない外部の専門家である岩田合同法律事務所に対して、本契約の締結を決定することが当社の少数株主にとって不利益なものでないといえるかについて意見を求め、2023年9月5日付で、後記(3)〈外部の専門家である法律事務所の見解(書面にて受領)〉記載の意見を受領しております。

また、利益相反を回避するための措置については、当社の代表取締役釣谷宏行氏及び当社取締役松井大輔氏は、支配株主であるCKサンエツの代表取締役及び取締役をそれぞれ兼務しているため、当社は、これらの者を、特別利害関係人として、本取締役会における本契約を締結することについての審議及び決議並びに当該決議に関する当社における事前検討に参加させないことで、利益相反を回避しております。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

〈特別委員会の見解(書面にて受領)〉

特別委員会からは、以下の①ないし④の理由から、本契約を締結することは、想定される役務内容に照らして本対価及び契約条件は公正と認められ、少数株主にとっても不利益ではないとの意見を頂戴しております。

- ① 2023年3月期の純利益に鑑みると、経営環境に大きな変化は認められないこと
- ② CKサンエツによる経営指導によって当社の業績は目覚ましく向上しており、当社の企業価値を向上させていくためには、一定の対価を支払ってでもCKサンエツによる経営指導を継続させることが有用であり、仮に、CKサンエツからの経営指導が全て打ち切られることになると、現在の業績を維持することはたちまち不可能になると想定され、会社の存続すら危惧されること
本計画書の内容は、ほぼ2022年10月1日付契約の内容と同一であり、役務提供の内容としても合理性が認められること
- ③ 本対価についても、当社及びCKサンエツとの間に利害関係を有しない第三者算定機関である山田コンサルティンググループから2022年9月5日付で受領した本報告書、並びに、岩田合同法律事務所から2022年9月14日付で受領した意見書に照らしても、独立当事者間の公正な取引価格として合理的と認められること
- ④ 本契約の期間は1年間で、継続要否の判断や役務内容及び契約条件等の見直しが可能な契約条項となっており、本経営指導によって当社にもたらされる付加価値は本対価の額を大きく上回っているうえ、本契約の本対価及び契約条件等には公正性が認められること

ただし、特別委員会からは、併せて、本契約の再契約の締結の可否及び条件を検討する場合においては、(a)CKサンエツによる経営指導の工数及び付加価値の実績を記録するものとし、当該記録を吟味し、継続する必要がある経営指導の内容及び工数について具体的に検討を行うべきであること、並びに、(b)経営環境に相当程度の変化が生じた場合又は本計画書の役務提供内容に相当程度の変動

がある場合、再契約の前に第三者算定機関によって、役務内容及び想定工数について検証が行われ、対価が独立当事者間の公正な取引価格として合理的であるかどうかの確認を行うべきであり、かかる変化及び変動がない場合も、少なくとも5年に一度は、第三者算定機関により、対価が独立当事者間の公正な取引価格として合理的であるかどうかの確認を行うべきであることとの意見が付されています。

<外部の専門家である法律事務所の見解（書面にて受領）>

外部の専門家である岩田合同法律事務所（弁護士：本村健氏、富田雄介氏、石川哲平氏、関口彰正氏、前田拓実氏）からは、以下の理由から、当社が本契約の締結について決定をすることは、当社の少数株主にとって不利益なものでないと考えられるとの意見を頂戴しております。

- ① 本契約の締結の目的は、今後経営指導がなされなくなった場合、当社の業績に相当程度の悪影響を与えるリスクがあると考えられることから、本契約を締結し、これに基づき、本経営指導の適切な対価をCKサンエツに対して支払い、本経営指導を受けられるようにすることにより、かかるリスクが顕在化しないようにすることであり、かかる目的は当社の企業価値の向上にあるといえ、正当かつ合理的である。
- ② 本対価が市場水準等に照らして妥当な金額であるといえること、CKサンエツによる本経営指導がなされなかった場合と比較して本経営指導がなされることにより当社が得られる利益が、本対価の金額を上回っているといえること、及び本対価の算出方法が不合理でないといえることから、本対価が公正であり、また、本対価以外の本契約の条件についても企業価値向上を阻害するような不公正なものがないといえ、本契約が当社の企業価値向上に資すると評価できる。
- ③ 以下の点を踏まえると、本契約の締結に至るまでの手続は少数株主保護の観点から公正性が確保されたものであると評価できる。
 - (a) 本契約の締結に係る当社における検討主体が、CKサンエツとの間で利害関係を有しない者によってのみ構成されていること
 - (b) 当社及びCKサンエツから独立しており、当社及びCKサンエツとの間に利害関係を有しない第三者算定機関に対して、本計画書の記載を前提に本契約を新たに締結する場合、本報告書記載の内容が本契約についても妥当するという理解でよいかについて照会し、当該第三者算定機関からかかる理解でよいとの回答を得ていること
 - (c) 当社の支配株主であるCKサンエツとの間に利害関係を有しない特別委員会が設置され、特別委員会による独立した立場から、想定される経営指導の内容に照らして本対価その他の本契約の条件は公正と認められ、本契約を締結することは、少数株主にとっても不利益ではない旨の答申がされていること
 - (d) 2022年10月1日付契約の締結に係る当社の決定に至るまでのCKサンエツとの間の交渉過程等に鑑みれば、前記1.(2)④記載の金額を本対価とすることも、手続の公正性を確保する合理的なものであったと評価できること

4. 業績に与える影響

当社の業績に与える影響は、軽微なものであり、2023年5月12日に公表いたしました通期の業績予想に変更はございません。

以上